

# プール維持管理状況報告書の提出について

葛飾区プールに関する条例施行規則の改正(平成 20 年 3 月 18 日改正)に伴い、平成 20 年度より、定期的な管理が義務付けられている項目について、年度ごとに 1 回、プール施設の維持管理状況等を報告することが義務付けられました。

報告時期になりましたら、保健所まで報告書の提出をお願いします。

## 報告項目および内容

(別紙報告例を参照)

### (1) 全換水時に実施した項目

○全換水の実施日 ○清掃の実施日及び内容 ○安全点検結果

### (2) 定期的に実施した項目

○水位調整槽・還水槽の清掃実施日及び内容

### (3) 水質検査及び二酸化炭素濃度の測定結果

○プール水質検査結果書(写し)の提出

・レジオネラ属菌検査を実施した月の全ての水質検査結果書(写し)の提出

検査箇所 : プール本体貯水槽、幼児用プール、流水プール、採暖槽等(公衆浴場法の許可を有している浴槽を除く。)

採水箇所 : 本体貯水槽においては対角線2箇所、ただしレジオネラ属菌については1箇所その他の貯水槽、採暖槽については、1箇所

水質検査項目: 水素イオン濃度、過マンガン酸カリウム消費量、濁度、一般細菌、大腸菌、レジオネラ属菌

○二酸化炭素濃度の測定結果(室内プールの場合)

測定箇所 : プール室内の2箇所

測定方法 : ① 検知管方式測定器、またはそれと同等の測定器を使用すること。

② 使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2点において測定し、その平均値と基準値とを比較して、適否の判断をすること。

### (4) 監視人に対する研修及び訓練等の実施状況

○実施日

○研修又は訓練の内容

## 報告時期

(毎年度1回報告)

○一年間を通じて、開場しているプール施設は、その年度の3月1日から3月15日までに報告をする。

○夏季のみ開場しているプール施設は、その年度の9月15日から9月30日までに報告をする。

## 提出先・問合せ先

葛飾区保健所 生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062 葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内

TEL 03-3602-1242 FAX 03-3602-1298